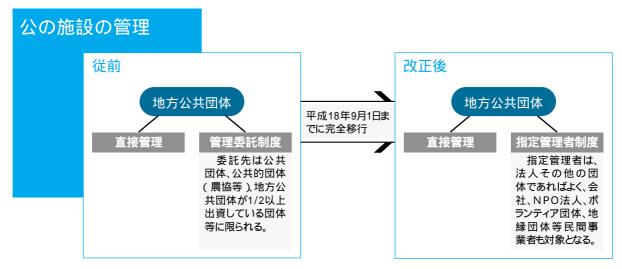




協働のために知っておきたい行政のシステム



・ 指定管理者制度ってなに? ~



地方公共団体が条例により設置している「公の施設」は、従来、直接管理または外郭団体等に委託して運営されていました。

しかし、規制緩和の一環として、昨年、地方自治法を改正して指定管理者制度が導入されました。

これにより、企業、NPO法人、ボランティア団体、地域コミュニティ団体等広く民間事業者が、県や市町が条例で設置する運動場、プール、体育館等の体育施設、美術館、博物館、文化会館、図書館等の文化施設、老人ホーム、保育所等の福祉施設や公園、病院、駐輪場など様々な公の施設を管理することができるようになりました。

兵庫県では指定手続きなどを定めた通則条例を新たに制定し、今後個々の施設ごとに検討のうえ、必要に応じて指定管理者制度に順次移行を進めることとなっています。また、神戸市では74条例を改正し、450施設について指定管理者制度の導入が可能な状態となっています。

一説では数十兆円にのぼるといわれるこの巨大市場に向けて民間企業は活発に動いていますが、NPOの動きは緩やかです。あと2年に迫ったタイムリミットを前に、今回の特集ではNPOにとって、これを一つの大きなチャンスととらえ、そのための課題を探ってみたいと思います。



- P.1-4 特集 協働のために知っておきたい行政のシステム ~ 指定管理者制度ってなに? ~
- P.5 ひょうご発!中間支援組織事情「北播磨市民活動支援センター」
- P.6 新潟・福井豪雨災害 ボランティア緊急派遣レポート
- P.7 図説ひょうごのNPO・ひょうごの「地域づくり活動」
- P.8 プラザ通信 「ボランティア・市民活動元気アップアワード応募募集!」、他

ておきたい

指定管理者制度ってなに?

が出てきており、これからもこの動 体では、指定管理者を公募する事例 定管理者が管理するかのいずれかに 地方公共団体が直接管理するか、指 の施設は、平成十八年九月一日までに、 きは加速していくと思われます。 しなければなりません。 全国の自治 指定管理者制度の導入により、

ついて、まずご紹介します。 市立市民まちづくりプラザの事例に 指定管理者制度で、 人によって管理運営されている伊丹 今回の特集では、既に兵庫県内で 実際にNPO法

1 県内における指定管 制度導入の事例紹介

【募集概要】

次のように行われました。 定管理者を公募した際の募集は 伊丹市立まちづくりプラザの指

三十二三日 **募集期間**:平成一六年四月

施設の概要

- 所在地:伊丹市西台 伊丹阪急駅ビル三階 ı
- 設置目的:市民の参画と協働 によるまちづくり活動の推進
- 延床面積:約八十四m

まちづくり活動に関する情報 交流の促進に関する業務 の支援及び連携に関する業務 指定管理者が行う業務の範囲 まちづくり活動を行う市民の まちづくり活動を行う団体等

まちづくり活動に関する講座等

資料の収集及び提供に関する

まちづくり活動に関する啓発

施設等の維持・管理に関する

進に必要な事業の展開 その他、まちづくり活動の推

指定予定期間

平成|六年七月|日~平成|八年 三月三日

応募資格

なし) 法人または団体(他に特に条件

【審査概要】

れました。 基準等、審査は次のように行わ 指定管理者を選考するときの

選考基準

的を効果的に達成できること 事業計画の内容がプラザの目

市民参画手法の取り入れ、斬新 していること るものであること(三項目) 業計画であること(三項目) で魅力的な事業内容等(六項目) 管理を安定して行う能力を有 市民の平等な利用を確保でき 管理経費の縮減が図られる事

まちづくりの専門知識や市民 こと (三項目) 個人情報を適切に管理できる への助言・指導能力等(七項目) で重点配分)

関係部課長等市職員五名

審查会内容

申請者によるプレゼンテーション

【結果】

七月一日に施設がオープンして 管理者に決定され、平成十六年 審査の結果、「特定非営利活動法 人阪神 NPO センター」が指定 三団体から申請がありました。

受けた、比較的新しいNPO法 るいわゆる「中間支援組織」です。 体への福祉活動支援等を実施す 人で、地域活動を行う市民・団 は、平成一五年一〇月に認証を (以下「センター」といいます。) 利活動法人阪神 NPO センター 指定管理者となった特定非営

2 指定管理者制度に参入す るにあたってのポイント

とのことです。 よる認知度の向上に力を入れている りであるため、 ちづくりプラザはオー プンしたばか に利用してもらうため、 伊丹市とセンターのお話では、 なるべく多くの市民 広報などに ま

くために大切と思われるポイントに NPOが指定管理者に選定されてい ついてまとめてみました 伊丹市の事例も参考にしながら、

る理由を考えてみましょう 募集されている理由、応募す

申請では、

その施設 申請者が

ıΣ 事業展開が期待されるでしょう。 りができるなど、施設ハードの管理よ 設では、行政では画一的な対応になら 図があります。 態を知り、それらのネットワークづく NPO等では、地域団体等の活動実 ざるを得ませんが、地域に密着した 効果的・効率的に活用したいという意 その施設ごとに、 行政が指定管理者を募集するには、 NPO 等のノウハウを活かした 例えばコミュニティ施 直営で管理するより

す。 うメリットがあるのかを徹底的に検 いて、ステークホールダー(利害関係者)に 討して事業計画をまとめます。 ように事業展開をするのか、どうい の施設の管理をするのか、どういう とどういう接点があるのか、 意図を知り、自らの活動、 よる意見交換を始めることが大切で このため、地域にある公の施設につ さらに公募と決まれば、 ノウハウ なぜそ 行政の

-ションの能力の向上に

募集されている理由、応募する理由を考え

情報をいち早くキャッチしましょう

指定管理者制度は行政も手探りです

申請、プレゼンテ 努めましょう

(「指定管理者制度の導入実態と動向 koubo.html)もあります。いち早く情報 (当プラザ交流サロンでも配架。)) や 多いようですが、神戸市では管理委 託されている施設のうち、指定管理 をキャッチし、十分な時間をかけて、 イト(URL:http://www.kouen.info/kanrisha-公募速報をしているインター ネットのサ ×の公の施設の指定管理者制度)。 います(トップページの市政情報b た施設がホームページで公表されて 者制度導入に必要な条例改正がされ ホームページなどで流されることが 全国の導入事例を紹介した書籍 ま

能力の向上に努めましょう 申請、プレゼンテーションの

それが行政側に伝わらないと何 かに管理への熱意や能力があって 事業計画を練ることが重要です。 重要といえます。 短時間で管理への熱意や適性をアピ ンが行われることがありますので、 えているかが鍵となります。 はやはり 1 のポイントをいかにおさ ルすることが必要です。このために チしているかを文章でうまくアピー 計画している事業展開にいかにマッ の設置目的を適確に掴み、 もなりません。 ルする能力を向上させることも また、審査ではプレゼンテー



指定管理者制 手探りです

は試行錯誤になり、 とは限りません。 るといえます。 相手を知り、 NPOともに相手をよく知ってい お互いの長所を活かした協働が始 ときから本当のパートナーシップ、 を展開していく過程を通じて互い こともあるかも知れませんが、事業 細部については温度差が出たりする 指定管理者制度は新し 行政も手探りです。 信頼関係が構築された 事業開始まもなく 施設管理方法 また、 い制度であ 行政

しましょう 情報をいち早くキャッ

公募情報は、 各自治体の広報紙や

特

3

指定管理者制度と N P

出

向者や定年退職者が主体の場合は

を紹介します。 こまで進んでい まず指定管理者制 るか、 度 県内外の状況 の 移行がど

りませんが、 は新設の施設が多く、また受託した が見られます。 NPO法人も最近になって認証され 左の表を見ると、 ただし、県内に限ったことでは 尼崎市や篠山 移行が決まっているの 市でも複数の 伊 丹市 だけで 事 あ

O 例 な 繰り返さない工夫が望まれます。 IJ 玉 時 た餅ですが、 なければ指定管理者制度も絵に描 た っません。 **つパー** また、 [的に見られます。 間が解決すると考 N P O の職員がいると簡単ではあ 行政がお膳立てして設立し が指定管理者になる例も全 第 3 セクターの失敗を 実際に受け皿が ゚えられますが、

に注目されている施設に芦屋市立美 :博物館があります。 N P O 財 なお、早くから成り行きが全国 政再建の一環として美術博物 を含む民間に移管する、 昨年、 芦屋 も 市 的 館

託し、

後者は公募方式によらず従来

募の結果これまでと同じ NPO が受

者制度に移行しましたが、

前者は

公

の

運

営

<u>引</u>

体「

せ ん

だい

みやぎ

紨

従業員の雇用対策が大きな課題です。

を は

た団体が目立ちます。

既設の場合で

ると、 が広がっています。 ると思われます。 費削減が期待されているために、 点 との方針を明らかにしました。 この の 目標に掲げていますが、 は行政サービスの向上とスリム化を や学会のシンポジウム開催など波紋 し引受先が決まらなければ閉鎖 制度の対象施設リストが公表され をめぐって、 同じような動きが各地で起こ 市民の反対署名運 指定管理者制度 現実には経 する 動

い

てはっ

なごやボランティア

間の延長、

会議室利用料金の有料

化

掲載されています。

ここでは開館

NPO センター」 のホームページに

などが合わせて実施されました。

なお、今治市や仙台市も指定管

理

村は 体の ごボランタリー すべてが条例で設置された公の施設 施設を有する都道府県は三五、 査』(平成十五年三月)によると、 しぼって全国的な状況を調べてみま た。 該当するとは限りません。 ゆるボランタリー 活動を支援する つぎに、いわゆる中間支援施 NPO 支援策等に関する実態調 一五〇に上っています。 シーズが実施した『地方自治 プラザも公の施設で ただし、 ひょう 市町 設に ١J

りました。

N P O

センター」

が指定管理者に

管理 ます。 たセミナー 企業などと競争して指定をかちとる 展開が容易になるなどの利点があり 安定し、 h テクニックも磨かなければなりませ 指定管理料が確保できるので経営が Ó さて NPO が指定管理者になると 者に応募する NPO ハウの蓄積が必要であり、 NPOを支援する側でも、 しかし、 また施設を活用した事業の の開催や相談窓口の 施設の管理運営には を対象とし 指定 民間

尼崎市女性センター・トレピエ(既設)

尼崎市青少年いこいの家(既設)

(指定管理者)財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

事例の紹介

(指定管理者)NPO法人男女共同参画ネット尼崎(平成 15年9月認証)

(NPO法人3団体、民間法人4団体、その他の団体1団体の8団体が申請)

*指定管理者導入にあわせ水曜日休館が開館になった。

姫路市立広畑障害者デイサービスセンター(新設) (指定管理者)社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団

(NPO法人2団体、株式会社4社の6団体が申請) *指定管理者導入にあわせ、全土曜日の開館時間を21:00までに延長

- 伊丹市北部学習センター(きららホール (新設) (指定管理者)NPO法人まちづくリステーションきらめき (平成15年11月認証)
- 篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷(新設) (指定管理者)(株)夢こんだ(第3セクター)
- 篠山市西紀運動公園温水プール・多目的芝生 グラウンド(新設)

横須賀市

(指定管理者) 株)橋本電設(同社は他で複合スポーツ施設を経営。)

直営で発足した名古屋市の場合は三 来の管理団体を含め五団体の応募が はありません。 たということです。 あ 施 と名古屋市が指定管理者の公募を実 ij しました。 それはともかく、 中には株式会社も含まれてい 横須賀市の場合は、 最近、 また、

従

昨

生年度、

などを検討する必要があります。

4

部がある大きな NPO

も含まれて

L١

[体の応募があり、

中には東京に

N P O

が結成したコンソーシアムが

ましたが、

選考の結果地元の三つの

受託しました。

選考の審議内容に

ようご発息 中間支援組織事情

ーナーでは、県内の中間支援組織の取り組みを、設立の背景や支援対象に焦点をあててご紹介します。 今回は、行政と協働して「思い」を「カタチ」にしている「北播磨市民活動支援センター」を取材しました。

行政の思いがひとつのカ*タ*チに

拠点づくりを重点施策として取り組んでい 「動の活性化という観点から、市民活動の ちょうどその頃、

「エクラ」完成までの仮事務所(小野市中央公民館内)

という思いを共有 市民と行政が「市民活動 の活性

えていました。 民活動の活性化がはかれるのではないか」と考 何かが必要なのではないか、そのことにより、市 行政、市民と市民活動をつなげる役割をする ンをはかることができる場づくり、また市民と さんは、活動を展開していく中で行政の縦割り 播磨市民活動支援センター理事長の柳田吉亮 民活動に関わっていた、特定非営利活動法人北 に限界を感じ、「 同じテーブルでコミュニケー ショ 市民主体の 小野まつり」をはじめとして市

平成十三年頃に、当時は「市民活動連絡協議 は担当部署)が協議する場が発足しました。 会」の設置を目的として市民と行政(このとき 当者も、柳田さんと同じ思いを持っていました。 段からかかわりのあった小野市の市民活動担 また一方で、柳田さん等の市民活動団体と普 小野市政において市民

「エクラ」)です。この「エクラ」の運営委 であったため、急きょ特定非営利活動法人 月に決定されました。当時はまだ任意団体 小野市うるおい交流館(愛称:「エクラ」 で進められました。 ひとつは現在建設中の とき、思いをカタチにする作業がそれぞれ を感じていました。 このことが確認された な迅速な動きが取れた背景には、 うひとつの動きです。 北播磨市民活動支援センター が平成十五年 託の一切を指定管理者制度に基づき、同法 平成十七年三月二〇日オープン予定、以下 う土壌があり、そこで培われた関係があっ は市民活動を行政区画で区切らない、とい 七月に設立されました。これが市民側のも 人に委託するということが平成十四年十二

行政区画をこえた 広域」での支援

関わっていたのでは市民活動は発展しない。 Ιţ 活動に行政区画は関係ない。 広域性の視点を持っていることです。「市民 つまり、 このようにして設立された同法人の特 名称にもあるとおり、「 北播磨」という 行政区分を超えて連携できてこそ 小野市だけが

こうというところだったのです。

市民と行政の思いを「カタチ」 に〜ソフト面とハード面から〜

は市民活動支援拠点というハードの必要性 間支援組織というソフトの必要性、 たからこそであると考えられます。 それぞれが同じ目的をもち、 約一年間でこのよう 市民側は中 小野市に 行政

> 援センター」歩き始めた「 の課題と期待 北播磨市民活動支

れます。 年度四月からの受託事業の大きく三つに分けら 業(主に行政や市民とのルールづくり)、そして今 現在の事業は、自主事業、会館の管理運営事

から理解してもらわなければならないのです。 の非営利活動団体として活動していることを きだと思われていることです。自分たちは民間 れは機を同じくして始動した市民と行政の動 きが、他の市民の方にとっては全て行政による動 人が課題として抱えていることがあります。そ 来年に「エクラ」のオープンを控えた今、同法 この課題を克服するためにも、「中間支援組

を感じているところである。 発信していくことの必要性 をひとつひとつ団体側から 織の目的、存在意義、併せて なぜ広域性にこだわるのか、

際に稼動する来年が、 準備段階からの NPO どないということの大変 するという前例がほとん 行政の積み上げ作業が実 を全て NPO 法人が受託 と理事長は語ります。 行政の建物の管理運営 しかし、

特定非営利活動法人 北播磨市民活動支援セン

〒675-1380 小野市王子町806-1 小野市中央公民館内 (平成16年12月まで)

TEL 0794-63-8156 /FAX 0794-62-2400 URL http://www.6ocn.ne.jp/ ksarche/

長のこだわりが込められています。 す。行政の縦割りに限界を感じていた理事 市民活動をより活性化できるという考えで

さはあります。

から楽しみです。

て、梅雨前線の活発な動きに伴い、福井 被害をもたらしました。 床下浸水が|万|千戸に及ぶなど大きな 県全域に激しい雨が降り、県下で床上・ 七月十八日(日)、朝から昼前にかけ

と今立町(一回)に赴きました。 ィアを募り、被災地福井の鯖江市(二回) お役に立ちたいとの思いから、ボランテ ランタリープラザとして、少しでも何か る全県的拠点施設としてのひょうごボ 気を与えたボランティア活動を支援す 復旧過程で被災者に大きな元気や勇 路大震災の時に国内外から温かい励ま しや支援を受けた兵庫県として、また、 こうした災害情報に接し、阪神・淡

七月二十三日(金

ーティング、荷造り作業や準備物の の緊張感が漂っている。 の感はあるが、表情には、いざ出陣 づくりに追われ、全員、寝不足気味 確認、オリエンテーション用の資料 務室に集合。前日深夜に及ぶ全体ミ 午前七時三〇分。職員十六名が事

コップ、雨 受付開始。並行して、作業機材(ス 八時から、一般募集した参加者の

職員ととも たタオルを、 依頼のあっ どから届出 ワーク」な 参加ボ



23日鯖江市にて

ばらく走ると、「今立ふれありブラザ」に 北陸自動車道武生ー・Cを下り、し ランティアも加わり、 バスに積み込

ど総勢六八名(男四四名、女二四名:鯖 県に出発 江市三七名、今立町三1名)が、一路福井 八時三五分、学生、主婦、会社員な

(鯖江班)

の提供があった。一旦はお気持ちだけと 泥かきやメガネ工場での床掃除など四 ィネーターがバスに乗り込み沢町、寺中 時まで目一杯の作業。「 兵庫県からわざ マスクの携帯が欠かせない。現地コーデ 現地は、車が通るとかなり埃ぽく、防塵 う。午後八時二〇分全員無事神戸に到 加者の顔には、人の役に立てた充実感 帰りの車中でほおばった。帰路につく参 断るが、最後はそのご厚志に甘え、皆で と労をねぎらう言葉に添えておにぎり かと不安がよぎる。被災民家の床下の 小学生、高齢の方もいる。水分補給を十 班に分かれ、三四度の炎天下の中の作業。 町に移動。途中、道路の路肩工事の箇 位置する河和田コミュニティ(公民館)へ と一応の目標を達成できた安堵感が漂 わざ来ていただき心から感謝している」 分にとお願いしたが、熱中症にならない わり、豪雨の激しさを物語っていた。四 する。川の水は土砂で濁り、流木も横た 所がいくつか見られ、バスが通れず迂回 随行した職員一同、胸を撫で下ろす。 鯖江 I · Cを右に折れ、市内東部に

生中心で、女性が過半数を超える。 営利活動法人ブレーンヒューマニティーが 括して募り集めた。総勢四五名。大学 七月二十九日(木) 今回のボランティアについては、特定非

いを感じる。 って和やかムード。前回との雰囲気の違 災地の状況の説明やオリエンテーション、 他己紹介を行う。笑い声が聞かれ、いた 八時三〇分に西宮を出発。車中で被

紙面を通して厚くお礼を申し上げます。

(文責 東)

昼前に河和田町へ。あいかわらず町

ート、備品の貸出し、衛生管理、あるい 様から預かったタオルや粉石けん等はこ は寄付物品の受入れ等も行っており、皆 こで寄付させて頂いた。 その場所では、ボランティアのコーディネ

> ーの顔の表 ディネータ

現地のコー 中は埃ぼい

到着。災害対策本部が設置されている

れ た。 において作業を行うことになった。工場 には文字通り山のような廃棄物が積ま 間余りの作業で概ね片付き、廃棄場所 な作業を女性が行うこととした。三時 に溜まった泥かきといった、きめ細やか た力仕事を男性が担う。織物機械の間 絹織物を廃棄場所へ搬出したりといっ 内の泥をかき出したり、泥土をかぶった の求めにより、参加者全員が紡績工場 私ども一行は、今立町災害対策本部

ている人も多く、参加者の疲労を窺う ことができた。 け、帰途についた。車中では寝息を立て 感謝している」とのねぎらいの言葉を受 ていただき復旧の目安が立った。心から 途方に暮れていたが、ここまで作業をし 工場の経営者から「どうすればいいか

ったと皆が感じる。一路西宮へ

でいた。この 情は、疲れ 張れる」との声も聞き、役に立ててよか 動く気がしなかったが、これで自分も頑 の方から、「概ね目途が立った。一人では 後四時に作業終了。当日手伝ったお宅 て、泥まみれでそれも気にせず、一生懸 泥かきが中心。ここでは三班に分かれた。 が理由かと考えられる。作業内容は、 より和らい の色は隠せ あった。一人、福井が実家の女子学生がい ないが、前回 命作業をしていたのが印象的だった。午 ピアノや家具の移動。床の整地作業も しづつ被災地に落ち着きが出てきたの 一週間で、少

二回にわたる被災地への応援ボランテ

アとして参加いただいた方々に対して、 ィアの派遣。プラザにとっても一つの試練 トし、人を活かすこと。協働により、1 とを学んだ。全体をうまくコーディネー であり、今回の経験を通して多くのこ 教訓として得たものは大きい。 +1 2にすることの難しさ。しかし、 最後に、今回の災害応援のボランティ

29日河和田町にて

認証年度別福祉系NPOおよび震災起業NPOの実数・構成比

	総数	福祉系NPO	構成比(%)	震災起業NPO	構成比(%)
総 数	529	212	40.1	49	9.3
平成11年度	48	23	47.9	14	29.2
平成12年度	68	31	45.6	6	8.8
平成13年度	76	33	43.4	5	6.6
平成14年度	135	64	47.4	10	7.4
平成15年度	202	61	30.2	14	6.9

した。しかし、巫認証年次別でも 4

、減っています。 これは福祉かし、平成十五年度は 32%別でも 40%台を保っていま

全体では、

福祉系の割合は

40.1

%

は判断できません。 祉系 NPO の法人

NPO の法人化が山を越し

を始めた法人の割合を調べてみま

平成十一年の3%弱を別にす

%以下で、

震災ボランティ

また同じ手法で、

震災を契機に活

系以外の と大きく

法人が増加したためで、

たると福

る限り、対象は平成十六年三月までけを抽出しました。この項目に関す

に認証された五二九法人(表)です。

が標準産業分類の複数の項目にまた です。 もちろん、 法で定めた活動分野で分類し、 分野を挙げていて、 ひとつの事業所の活

リ 平均 3.5 いては制限がないので、一団体あたには使えません。活動分野の数につです。しかし、こうした手法は現実 それぞれの特色を取りだすのが先決 N P O 全分野を挙げている法人もあるから 今回 NPO法人の活動を分析する場合 中にはた

の 調査対象となった四百近く がっ $\overline{\mathsf{X}}$

祉」を主たる活動分野との縦覧資料)に基づいて、 とは限りません。 の二つに分類することを試みまし か疑問が残ります。 定的な分野の枠で把握できるかどう に挑戦する の設立趣旨書(NPO たる活動 分し そこで今回は、「福祉」と「福祉以外 (生産額)のもっとも大きな業種に こうした場合、 を主たる活動分野とする団体だ が含まれますが、ここでは各法 て きます。 いる例 医療又は福祉の増進を図る活 NPO法の活動分野には が金額 N P O U は かし、 珍しく また、 指定統計では売上 法人の活動を、 の多寡で示される NPO 法人の 、あり 新しい 狭義の 法人認証 ま せ 事業 _ 喆

そ

ഗ

兵庫県では 暮らしやすい地域を目指したり、地域の課題の解決に取り組む団体やグループが行う様々な活動を「地域づ くり活動」として位置付けています。

ひょうごボランタリープラザでは、皆さんの取り組まれている様々な「地域づくり活動」情報をホームページ(コラボネット) から発信しています。そのような情報の中から「参画と協働」に向けて取り組みを進めている情報をご紹介します。

ご紹介する内容以外にも多くの素晴しい活動情報を発信中ですので一度ご覧いただき、皆さんの活動の推進に活かしてみ てはいかがでしょう。 あなたも 「参画と協働 」に向けた新しい一歩を、ともに踏み出しませんか?

「アマモ勉強会」の開催



アマモ場は沿岸動物の生息場 保育場としてだけでなく、環境問題における温暖化防止の面から も注目されています。アマモ種子バンクでは、行政、研究者等の参加による勉強会を開き、アマモに 関する情報交換や啓蒙活動に取り組んでおります。

次回の勉強会は平成17年2月の開催を予定しておりますので、沿岸域の浄化に関心のある方は ぜひご参加下さい。

また、アマモ場がある明石市や赤穂市等の各機関と連携を図りながら、アマモを教材とした子ども の環境教育にも取り組んでいく予定です。

アマモ種子の採取、養生、保存等をお手伝いいただけるボラン ティアを募集しています。

アマモに関心をお持ちの方は参加して下さい。

詳しくは「アマモ種子バンク」のホームページをご覧下さい。

団体の情報について (特活)アマモ種子バンク

www.hyogo-vplaza.jp/event/group_detail.php?ID=613

地域づくり活動情報システム (コラポネット)とは・・・

地域づくり活動情報システム ٩٧٤٤٥ www.hyogo-vplaza.jp

県内の「地域づくり活動」に関する情報を、インターネットを通じて広く発信し、情報の共 有化、さらには団体相互の連携、交流のきっかけづくりを支援することを目的とした情報シ ステムです。コラボネットを利用して情報発信を希望される方はプラザまでお問い合わせ 下さい。 info@hyogo-vplaza.jp(コラボネット専用)



HYOGO VOLUNTARY PLAZA



NPOパワーアップ事業 助成実施!

ひょうごボランタリープラザでは NP Oについての社会的な認知度と社会的 信用を高めることを目的として、NPO の積極的な情報公開と、広報・普及啓発 活動の促進、そして、組織としてのマネ ジメント能力の強化を図るための助成 事業として、昨年度に引き続き、「NPO パワーアップ事業助成」を実施します。

募集期間

平成16年9月1日(水)~ 平成 16 年 12 月 24 日 (金)

対象団体

次の条件をすべて満たす団体

- (1)団体の主たる事務所が兵庫県内 にあること。
- (2)特定非営利活動促進法第2条第 2項に定める特定非営利活動(N PO)法人又はNPO法人に準 ずる団体であること。

助成対象項目

ITの活用による情報公開 定期的な機関紙、情報紙の発行、 セミナー、講演会等の開催を通じた団 体ミッションの普及啓発事業の実施 役職員のスキルアップのための研修 会等への参加

団体のマネジメント能力向上のため の体制整備

助成金額

1項目5万円(各項目1回限り申 請することができます。)

申請締め切り

毎月末(最終締切りは12月24日(金) 必着)

助成決定及び助成金の送金は 申請 月の翌々月末を予定しています。 詳細は下記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ・申請先】

ひょうごボランタリープラザ(兵庫県社会福 祉協議会)担当:石野·永安

〒 650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 10F TEL 078-360-8845

FAX 078-360-8848

http://www.hyogo-vplaza.jp/

うとうごボランタリースクェアで!

ボランティア・市民活動元気アップアワード

ボランティア・市民活動団体と支援者をつなぐ ボランティア・市民活動元気アップアワードに 応募してみませんか?

この「ボランティア・市民活動元気アップアワード」は、県内のボランティ ア・市民活動団体に賞(アワード)を授与し、その取り組みを一層元気アップ していくための取り組みです。企業や市民、団体から協賛金を募り、これを 原資として、ボランティア・市民活動団体の企画提案や活動実績に対して最高 100万円を贈呈します。

元気アップコース <企画提案型>

元気アップ大賞(グランプリ) 100万円 1団体 元気アップ賞 20万円 4団体以上

こつこつコース <活動実績評価型>

こつこつ大賞(グランプリ) 20万円 1団体 こつこつ賞 5万円 10団体以上

募集締切

平成16年11月8日(月) 当日消印有効(持参·Eメールは21時必着)

募集対象

主に兵庫県内で活動している ボランティアグループ・市民活動団 体です。

平成 16 年 1 月に実施した「ボランティア・市民活動元気アップアワ ード」の「こつこつコース」受賞団体については、今回の「こつこつコ ース」には応募できません。

応募方法

下記ホームページから募集要綱と応募用紙をダウンロードすること ができます。また、ひょうごボランタリープラザや各県民局、ボラン ティアセンター等で用紙を配布しています。詳細はホームページをご 覧いただくか、下記までご連絡下さい。

<お問い合わせ>

第5回ひょうごボランタリー・スクエア21実行委員会 事務局 ひょうごボランタリープラザ (担当:高橋)

http://www.hyogo-vplaza.jp/

TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

E-mail: vplaza@hyogo-wel.or.jp

T650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 10階